

川越市子育てファミリー応援給付金実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子どもの出生を祝福し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、孤育てやワンオペ育児などを防止するため、川越市子育てファミリー応援給付金（以下「給付金」という。）を支給することで、子育て世帯とつながり、子育て支援のきっかけを作ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 支給対象者 給付金の支給の対象となる者をいう。
- (2) 対象乳児 令和5年4月1日以降に出生した乳児をいう。
- (3) 保護者 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者をいう。
- (4) 里親 児童福祉法第6条の4に規定する里親をいう。
- (5) 児童福祉施設 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。

(支給対象者)

第3条 支給対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 対象乳児の保護者で、次条第1項の申請時において、川越市の区域内に住所を有する者であって当該対象乳児と同居する者（以下「受給者」という。）
 - (2) 次条第1項の申請時に川越市の区域内に住所を有する対象乳児を受託している川越市の区域内に住所を有する里親又は川越市の区域内に住所を有する対象乳児が入所し、若しくは入院している川越市の区域内に所在する児童福祉施設の設置者（受給者に該当するものを除く。）
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、別表の左欄に掲げる場合にあっては、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して、給付金を支給する。ただし、既に受給者に対して給付金の支給が決定されている場合は、この限りでない。

(給付金の支給等)

第4条 市長は、支給対象者に対し、当該支給対象者の申請に基づき、給付金を支給する。

2 前項の規定により支給する給付金の額は対象乳児1人につき1万円とし、支給回数は対象乳児1人につき1回限りとする。

(給付金の申請等)

第5条 前条第1項の申請(以下「支給申請」という。)は、川越市子育てファミリー応援給付金支給申請書兼請求書(様式第1号)を市長に提出することにより行うものとする。

2 支給申請ができる期限は、対象乳児の満1歳の誕生日の前日までとする。

(給付金の支給の決定等)

第6条 市長は、支給申請があったときは、その内容を審査の上、給付金の支給の可否を決定するものとする。

2 前項の場合において、給付金を支給することを決定したときは川越市子育てファミリー応援給付金決定通知書(様式第2号)により、支給申請を却下することを決定したときは川越市子育てファミリー応援給付金却下通知書(様式第3号)により、当該申請者に対し通知するものとする。

(申請内容の変更)

第7条 支給申請をした支給対象者は、当該支給申請をした日から前条第1項の規定による決定までの間において、当該支給申請の内容に変更が生じたときは、速やかに川越市子育てファミリー応援給付金変更届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(給付金の返還等)

第8条 市長は、給付金の支給を受けた後、第3条に定める支給対象者の要件に該当しないことが明らかになった者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者があるときは、給付金の支給の決定を取り消すとともに、当該者に対し給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第9条 給付金の支給を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年8月1日から施行する。
- 2 令和5年4月1日からこの要綱の施行の日の前日までの間に川越市において出生し、又は川越市に転入した対象乳児が同日までに死亡し、又は川越市の区域外に転出した場合における第3条第1項第1号の規定の適用については、同号中「次条第1項の申請時」とあるのは「令和5年4月1日からこの要綱の施行日の前日まで」と、「有する」とあるのは「有していた」と、「同居する」とあるのは「同居していた」とする。

別表（第3条関係）

| | |
|--|---|
| <p>① 受給者が死亡した場合（この表②の規定により給付金を支給される者が、当該者に対して給付金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。）</p> | <p>左欄に掲げる者の死亡した日以後に対象乳児の保護者となった者その他これに準ずるものとして適当と認められる者</p> |
| <p>② 給付金の支給が決定されるまでの間に、対象乳児が里親へ委託され、又は児童福祉施設へ入所し、若しくは入院している乳児であることを川越市が把握した場合</p> | <p>左欄に掲げる対象乳児が委託されている里親又は左欄に掲げる対象乳児が入所し、若しくは入院をしている児童福祉施設の設置者</p> |
| <p>③ 給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者からの暴力を理由に避難し、当該受給者と生計を別に行っている当該受給者の配偶者（現に対象乳児を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）が、川越市内において避難し、当該対象乳児に係る児童手当法第7条第1項の規定による認定の請求をした場合又はこれに準ずる手続を行った場合</p> | <p>左欄に掲げる当該受給者の配偶者である受給者</p> |

川越市子育てファミリー応援給付金支給申請書兼請求書

(提出先) 川越市長

(申請者・請求者) 住所

氏名

電話番号 ()

川越市子育てファミリー応援給付金実施要綱第5条の規定により、以下のとおり申請（請求）します。

| 対象乳児 | | | |
|------|--|------|-------|
| フリガナ | | 生年月日 | 年 月 日 |
| 氏名 | | | |

※令和5年4月1日以降に生まれた乳児が対象となります。多胎の場合は全員の氏名を記入してください。

| | |
|-----|--------------|
| 請求額 | 円（※対象乳児×1万円） |
|-----|--------------|

同意・誓約事項

- 給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが明らかになった場合又は偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けた場合は、支給された給付金を返還します。
- 市が給付金の支給要件を審査するために必要な世帯情報を公簿等により確認することや、必要な資料を他の機関等に求めることに同意します。
- 市が支給の決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支給が完了せず、市が指定口座の変更等の勧奨に努めたにもかかわらず、変更等がなされずに支給が完了しない場合は、給付金の申請が取り下げられたものとみなすことに同意します。
- 子育て世帯とつながり、子育て支援のきっかけを作るため、申請内容を市の他の子育て関連部署に提供することに同意します。

署名（申請者）

振込口座

次の3つの振込方法のうち、希望する1つにチェック☑してください。

- 「こども医療費支給事業」の登録口座への振込みを希望します。
- 市に届け出ている「児童手当」の登録口座への振込みを希望します。（公務員の方は希望できません）
上述した2つのいずれかを希望した場合は、この申請において口座の指定（通帳等の添付）は必要ありません。
- 次の金融機関口座（原則、申請者・請求者の口座）への振込みを希望します。

| 金融機関 | 支店名又は店名 | 種別又は種目 | 口座番号 (右詰めで記入してください) | | | |
|----------------------------|---------------------|----------------|------------------------|--|--|--|
| 1. 銀行 2. 金庫 3. 信組 4. 農協 | 本・支店 本・支所 出張所 | 1. 普通 2. 当座 | | | | |
| フリガナ | | | | | | |
| 口座名義人 | | | | | | |

(通帳の表記に合わせてください)

注1) ゆうちょ銀行を選択される場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）を記入してください。

注2) 出生した乳児名義の口座を指定することはできません。

注3) 口座名義人が申請者と異なる場合は、次の「委任状」に記入してください。

【裏面にも記入する項目があります。必ず記入してください。】

委任状

私は、上述した口座名義人に川越市子育てファミリー応援給付金の受領を委任します。

年 月 日 委任者氏名（申請者）

添付書類

振込先金融機関口座確認書類（受取口座の金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカード）のコピー

振込先金融機関口座確認書類のコピー貼り付け 位置
（ここに通帳等のコピーを貼ってください）

金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人（フリガナ）が分かる通帳やキャッシュカード

注1）インターネットバンキングは口座情報が分かる画面を印刷したもの

注2）ゆうちょ銀行を選択される場合は通帳

【表面から記入してください。】

様式第2号（第6条関係）

発第 号

年 月 日

記

川越市子育てファミリー応援給付金
の支給について（お知らせ）

1 支給日 年 月 日（ ）

2 振込先口座
口座名義人

3 振込金額 円
（対象乳児の人数×1万円）

川越市子育てファミリー応援
給付金のご案内

川越市長
（ 公 印 省 略 ）

【担当】

日頃より、本市行政に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
先般、申請いただいた「川越市子育てファミリー応援給付金（ときも赤ちゃん給付金）」について、右記のとおり当該給付金を支給いたしますので、お知らせいたします。
子育ての一助となりましたら、幸いです。

◎注意事項

・給付金の支給を受けた後に、支給対象者の要件に該当しないことが明らかになった場合や偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた場合には、この給付金の支給の決定を取り消すとともに、給付金の返還を求めますので、ご注意ください。

〒 川越市 様
令和 年 月 日
発第 号

様

（川越市子育てファミリー応援給付金関係書類在中）

川越市長
（公印省略）

川越市子育てファミリー応援給付金却下通知書

先般、申請（請求）のありました対象乳児に係る給付金について、審査の結果、次のとおり却下となりましたので、お知らせいたします。

| 決定内容 | 対象乳児 | 氏名 | |
|------|------|------|--|
| | | 生年月日 | |
| | 却下理由 | | |

川越市子育てファミリー応援給付金変更届

(提出先) 川越市長

(申請者・請求者) 住所

氏名

電話番号 ()

川越市子育てファミリー応援給付金実施要綱第7条の規定により、以下のとおり届け出ます。

1 振込口座の変更

| 金融機関 | 支店名又は店名 | 種別又は種目 | 口座番号 (右詰めで記入してください) |
|----------------------------|---------------------|----------------|------------------------|
| 1. 銀行 2. 金庫 3. 信組 4. 農協 | 本・支店 本・支所 出張所 | 1. 普通 2. 当座 | |
| フリガナ | | | |
| 口座名義人 | | | |

(通帳の表記に合わせてください)

注1) ゆうちょ銀行を選択される場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)を記入してください。

注2) 出生した乳児名義の口座を指定することはできません。

注3) 口座名義人が申請者と異なる場合は、次の「委任状」に記入してください。

| 委任状 |
|---|
| 私は、上述した口座名義人に川越市子育てファミリー応援給付金の受領を委任します。 |
| 年 月 日 委任者氏名(申請者) _____ |

【裏面に振込先金融機関口座確認書類のコピーを添付してください。】

添付書類

振込先金融機関口座確認書類（受取口座の金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカード）のコピー

振込先金融機関口座確認書類のコピー貼り付け 位置
（ここに通帳等のコピーを貼ってください）

金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人（フリガナ）が分かる通帳やキャッシュカード

注1）インターネットバンキングは口座情報が分かる画面を印刷したもの

注2）ゆうちょ銀行を選択される場合は通帳